

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2－(21)）

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進
担当部局名	出入国在留管理庁政策課
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 (V-13-(1))
達成すべき目標	・円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 ・不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者 ² の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。
目標設定の考え方・根拠	<p>・平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」³において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされているとおり、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものである。</p> <p>・このように政府を挙げての観光立国の実現に向けた各種施策により、今後、更なる外国人入国者数の増加が見込まれるところ、これに比例して、不法残留者等も更に増加する可能性が大きいことなどから、これら不法滞在者の取締りのため、摘発を強化するなどして、不法滞在者対策を推進していく。</p> <p>・「偽装滞在者」の増加が懸念されており、犯罪対策閣僚会議が取りまとめ、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」⁴においては、「平成24年7月から実施している新しい在留管理制度⁵により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。」とされている。これを踏まえ、平成28年11月に公布（一部の規定を除き、平成29年1月施行）された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）⁶により、偽装滞在者対策に関する罰則を整備するとともに、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたところ、出入国在留管理庁では、偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用することで偽装滞在者への対策を一層推進していく。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）</p> <p>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）</p>
政策評価実施予定時期	令和3年8月

測定指標	基準値		年ごとの目標値
		基準年度	2年度

1 入国審査待ち時間20分以内達成率 (%)	集計中	元年度	対元年度増		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年）の設定の根拠					
<p>平成29年1月から、全国の空港（ターミナル・入国審査場）ごとの計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）の総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測⁷⁾し、公表している。当該取組は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。そのため、円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いを図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしたものである。本測定指標は、前年度を基準年として達成率を増加させることを目標としている。</p> <p>なお、目標達成のためには、①「入国審査官が審査ブースで審査を行う対象者の削減」及び②「入国審査官の1件当たりの審査ブースでの審査に要する時間の短縮」が必要であり、自動化ゲートの利用の促進は①、バイオカート⁸⁾の導入は②を実現するための手段として効果的であることから、参考指標としている。</p>					
過去の実績	年度ごとの実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
入国審査待ち時間20分以内達成率 (%)	—	72※	76	78	集計中
参考指標	年ごとの実績値				
	27年	28年	29年	30年	元年
外国人入国者数	1,969万人	2,322万人	2,743万人	3,010万人	3,119万人
外国人出国者数	1,947万人	2,302万人	2,718万人	2,985万人	3,096万人
日本人帰国者数	1,626万人	1,709万人	1,788万人	1,891万人	2,003万人
日本人出国者数	1,621万人	1,712万人	1,789万人	1,895万人	2,008万人
自動化ゲートの利用者数	223万人	275万人	331万人	1,260万人	3,500万人
バイオカートの導入状況	—	関西空港等3空港に導入	成田空港等12空港に導入	北九州空港等2空港に導入	羽田空港に導入

※ 平成29年1月～3月における実績値である。

※ 令和元年の外国人出入国者数及び日本人出帰国者数は速報値（月報の合計値）である。

測定指標	基準値	年ごとの目標値	
		基準年	2年
2 在留資格取消件数	集計中	元年	対元年度増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>在留資格取消制度は、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、付与された在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国</p>			

人の在留資格を取り消す制度であるところ、平成24年7月から、在留資格取消対象者の範囲が拡大され、その中で偽装滞在者に対してもよりの確に対処できるようになったこと、また、平成28年11月に公布（一部規定を除き、平成29年1月施行）された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により、偽装滞在者対策に関する罰則の整備や在留資格取消事由の拡充等の措置が講じられたことを受け、偽装滞在者に厳格に対応するため、在留資格取消制度の積極的な活用を図るとの観点から、在留資格取消件数の対前年増を目標値とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	27年	28年	29年	30年	元年
在留資格取消件数（件）	306	294	385	832	集計中

測定指標	基準値	年ごとの目標値	
		基準年	2年
3 違反事件数（件）	集計中	元年	対元年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

平成16年から始まった「不法滞在者5年半減計画」に基づき、摘発の強化等の施策を実施した結果、同計画開始当時、約25万人存在していた不法滞在者は、平成21年1月には約13万人まで減少した。その後も不法滞在者の一層の縮減に努めた結果、平成26年1月1日現在の不法残留者数は約5万9,000人まで減少した。しかし、平成27年1月1日現在の不法残留者数は約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、令和元年7月1日現在では約7万9,000人と増加基調にあるところ、政府を挙げての観光立国に向けた各種施策により、今後、更なる外国人入国者数の増加が見込まれ、これに応じて、不法残留者数も更に増加する可能性が大きく、更なる不法滞在者の縮減に努める必要があり、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることにより、不法滞在者の縮減につながることから、違反事件数の対前年増を目標値とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	27年	28年	29年	30年	元年
違反事件数（件）	12,272	13,361	13,686	16,269	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
①出入国管理業務の実施 (昭和25年度)	6,856百万円 (6,630百万円)	7,262百万円 (7,140百万円)	10,756百万円	10,144 百万円	1,2,3

達成手段の概要等

本邦に上陸する外国人の上陸審査、帰国する日本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を行う。

本邦に在留する外国人の在留資格の変更、在留期間の更新の許可、資格外活動の許可等を行う。

本邦に不法に滞在する外国人の取締り及び退去強制手続を行う。

令和2年行政事業
レビュー事業番号

—

本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。

達成手段 (開始年度)	予算額計 (執行額)			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
②中長期在留者 ⁹ 住居地届出 等事務の委託 (平成24年度)	835百万円 (828百万円)	1,078百万円 (1,072百万円)	1,178百万円	1,361 百万円	2
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
<p>在留管理制度においては、出入国在留管理庁長官が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要があるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外国人からの届出を受理し、出入国在留管理庁長官に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は、在留管理制度の根幹をなすものであり、住居地の届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり、第1号法定受託事務¹⁰として、国がその経費の全部を負担すべきものとされている。</p>				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計 (執行額)			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
③市場化テスト (民間競争 入札) 導入に伴う民間業務 委託 (平成23年度)	225百万円 (174百万円)	186百万円 (168百万円)	55百万円	4 百万円	—
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
<p>外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務として、出入国管理業務手続に係る相談等対応業務及びそれら業務の管理・付随業務を行う。</p> <p>入国・在留手続の窓口業務として、在留資格取得許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、永住許可申請、資格外活動許可申請、就労資格証明書交付申請に関する事務及び在留資格認定証明書交付申請の受付に関する事務等を行う。</p>				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計 (執行額)			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
④被收容者等の処遇 (昭和25年度)	1,801百万円 (1,729百万円)	2,003百万円 (1,963百万円)	2,082百万円	2,223 百万円	3
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
<p>我が国の外国人受入れ政策に反して不法滞在・不法就労している外国人や、罪を犯して刑事手続により処罰された外国人については、出入国管理及び難民認定法 (昭和26年</p>				—	

政令第319号)に基づき退去強制手続を受けることになっており、収容令書を発付された者及び退去強制手続の結果強制送還のための退去強制令書が発付された者については、その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため、収容施設に収容することとしている。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
⑤バイオメトリクスシステムの維持・管理 (平成19年度)	4,245百万円 (4,192百万円)	5,064百万円 (4,999百万円)	2,661百万円	2,484 百万円	1
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
<p>以下のシステムの運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人識別情報システム <p>上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報(バイオメトリクス)を、当局が保有する要注意人物リストと照合することによって、より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。</p> <p>なお、照合の結果から要注意人物と疑われる者に対しては、慎重審査を行い、入国を認められない人物であることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。</p> ・自動化ゲートシステム <p>個人識別情報(バイオメトリクス)の事前登録を行った日本人及び在留外国人については、指紋認証ゲートの通過時に旅券情報及び指紋を提供(在留外国人については指紋に加え顔写真も提供)することにより、通常よりも簡易な手続による出入(帰)国が可能となる。</p> <p>また、事前登録を行っていない日本人及び「短期滞在」の在留資格で在留し出国(再入国許可による出国を除く。)しようとする外国人についても、顔認証ゲートの通過時に旅券情報及び顔写真を提供することにより、通常よりも簡易な手続による出帰国(※)が可能となる。</p> <p>(※平成30年度に、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港、令和元年度に新千歳空港の出国・上陸審査場に導入し、日本人の出帰国手続において運用している。また、日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、令和元年度中には、羽田空港、成田空港、関西空港、福岡空港、中部空港及び新千歳空港において運用を開始している。)</p>				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
⑥出入国審査システムの維持・管理 (一年度)	6,214百万円 (6,012百万円)	5,118百万円 (5,104百万円)	6,183百万円	5,183 百万円	1,2,3
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
<p>以下のシステムの運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人出帰国審査システム 				—	

<p>日本人の出帰国手続のデータ管理システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子届出システム 中長期在留者が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して出入国在留管理庁長官に届け出るシステム ・指紋照合システム 退去強制手続等の外国人の指紋及び顔画像データ管理システム ・事前旅客情報システム 乗員及び乗客情報を当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム ・乗員上陸許可支援システム 海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム
--

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
⑦外国人の出入国情報の管理 (－年度)	2,089百万円 (2,059百万円)	3,319百万円 (3,287百万円)	2,924百万円	2,884 百万円	1,2
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
以下のシステムの運用。 ・外国人出入国情報システム ・外国人に係る出入国審査等の各手続を行うデータ管理システム				－	

施策の予算額・執行	予算額計（執行額）			2年度 当初予算額
	29年度	30年度	元年度	
	22,265百万円 (21,624百万円)	24,030百万円 (23,733百万円)	25,839百万円	24,282百万円

*1 「不法滞在者等」
不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「偽装滞在者」
偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国在留管理行政上重要な課題となっている。

*3 「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査等を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。
- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。
- ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲートの利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。
- ・日本人帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。
- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。
- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やC I Qに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。
- ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。
- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅱ 治安の現状と戦略の概要

3 戦略の構成

（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（前略）

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

（後略）

Ⅲ 戦略の内容

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（3）情報収集・分析機能の強化

① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*5 「新しい在留管理制度」

平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）が公布され、平成24年7月9日までに順次施行された。

「新しい在留管理制度」とは、入管法等改正法により平成24年7月9日から導入された制度で、従来、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に基づき出入国在留管理官署が把握していた情報と、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき市区町村が把握していた情報を基本的の一つにまとめ、出入国在留管理庁長官が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって、①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し、在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため、在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり、②出入国在留管理庁長官が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか、③在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど、我が国の出入国在留管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなった。

*6 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号）（一部概要）

（平成28年11月28日公布、平成29年1月1日施行（一部の規定を除く。））

・偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格の変更許可等を受けた者及び営利の目的でその実行を容易にした者に対し、不法入国や不法上陸と同等の罰則を設けるとともに、それに伴う退去強制事由や在留資格取消事由の整備を行った。

・正当な理由なく在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合には、3か月以上経過していなくとも、その在留資格を直ちに取消すことを可能とし、また、その者が逃亡すると疑うに足る相当の理由がある場合には、出国猶予期間を指定することなく、直ちに退去強制手続に移行する規定を設けた。

・在留資格の取消しに関する事実の調査については、入国審査官に加えて、入国警備官が行うことも可能とした。

*7 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省HP上で公表している（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html）。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*8 「バイオカート」

各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者の審査待ち時間中に個人識別情報を前倒しで取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*9 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在

の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者、特例上陸許可を受けている者等は中長期在留者に含まれない。

*10 「第1号法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号）をいう。中長期在留者住居地届出等に関する事務については、入管法第68条の2において第1号法定受託事務とする旨を定めている。